

所得税の確定申告

判定が **A** に該当する人

会場への入場は、入場整理券が必要になります。会場での当日配布の他、オンラインでの事前発行も導入予定です。

会場 藤岡税務署

整理券配布時間 午前8時30分から(規定枚数が終了し次第、配布を終了します)

問い合わせ 藤岡税務署(☎0971)

事前相談会のお知らせ

鬼石総合支所では2月4日・5日の2日間、藤岡市役所では2月9日・10日・12日・15日の4日間「事前相談会」を開催します。相談には当日配布する入場整理券が必要です。

開催時間、持ち物、その他来庁時の注意点などは本申告と同様です。

令和2年分申告の主な変更点

- ①基礎控除が38万円(市県民税33万円)から48万円(市県民税43万円)に変更になりました
- ②給与所得控除と公的年金等控除額の額が一律10万円引き下げられ、扶養控除と配偶者(特別)控除の対象となる所得額の基準も変更になりました
- ③従来の寡婦(夫)控除では対象外であった未婚の人も対象に含めた「ひとり親控除」が新設されました
- ④国や市町村などから支給された給付金の中には課税対象のもの而非課税対象のものがあります。それぞれが当てはまる所得としての申告となりますので確認をしてください

非課税	特別定額給付金、藤岡市子育て世帯支援特別給付金
事業収入	持続化給付金、藤岡市事業者特別給付金
一時所得※	藤岡市生活困窮者特別支援金、藤岡市子育て世帯支援食事券

※一時所得は、他の一時所得と合わせて50万円を超える場合申告が必要となります

申告時に必要な物

対象	必要書類など
全員	・印鑑(朱肉を使うもの) ・マイナンバーカード(無い場合は、通知カードと本人確認書類) ・申告者名義の口座番号の分かるもの(還付申告の場合)
所得	給与・年金 源泉徴収票
	事業・不動産 収支内訳書、帳簿など(例年、収支内訳書が作成されていない事例が見受けられます。時間を指定しているため、必要資料を作成していない場合には申告ができないことがあります)
	雑・一時 支払調書または収入・経費が分かるもの
	配当 支払調書、支払通知書、特定口座年間取引報告書など
控除	社会保険料 国民年金保険料控除証明書、領収書、納付額確認書など
	生命保険料 控除証明書
	地震保険料 控除証明書
	障害者 障害者手帳・障害者控除対象者認定書など
	医療費 医療費控除の明細書(医療費・高額療養費・入院給付金などで補てんされた金額を事前に集計して申告時に提出してください)
寄附金 寄附した団体などからの受領証など	

市県民税の申告

判定が **B** に該当する人

会場への入場は、当日に配布する入場整理券が必要になります。午前9時～午後4時(正午～午後1時を除く)の時間を指定した整理券を配布します。

会場 市役所第一会議室

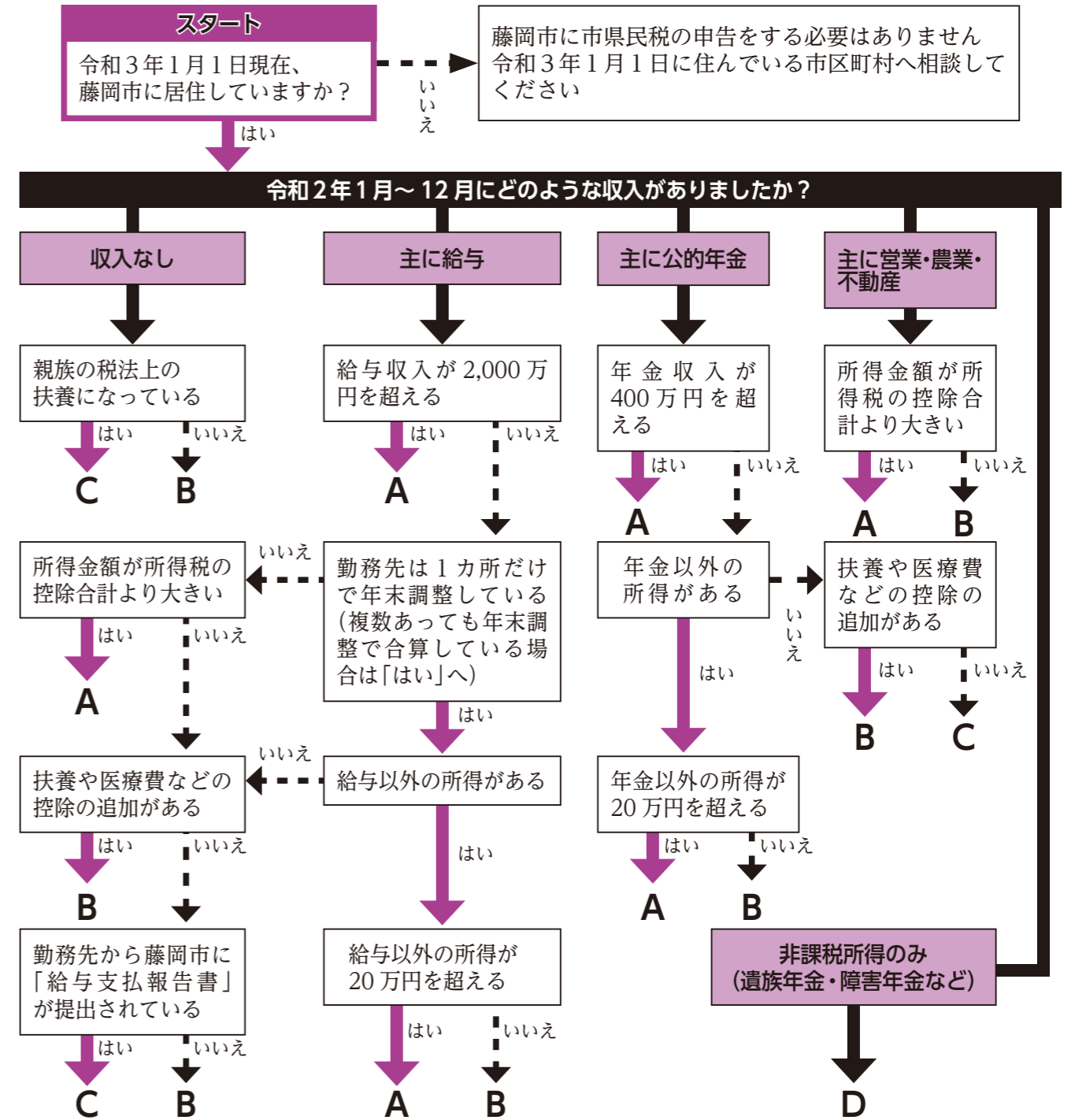
整理券配布時間 午前8時30分から(規定枚数が終了し次第、配布を終了します)

※確定申告の受付も行いますが、簡易的なものに限ります。次に該当する人は藤岡税務署で申告してください

- ▷過去(令和元年分以前)の申告▷青色申告▷譲渡所得(土地取引の特例経費を適用する場合を除く)▷住宅ローン控除(連帯債務の場合)▷雑損控除▷消費税の申告▷準確定申告(死亡した人の申告)

問い合わせ 税務課(☎02231)

申告が必要か確認しましょう



※このフローチャートは一般的な例を示しています。不明な点は問い合わせてください

A 所得税の確定申告が必要です	所得税の確定申告書を提出すれば、市県民税の申告は必要ありません。確定申告書「住民税・事業税に関する事項」欄に該当する場合は必ず記入してください。
B 市県民税の申告が必要です	所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合は、確定申告(A)が必要です。
C 確定申告・市県民税の申告は必要ありません	所得税が源泉徴収されていて、申告により還付を受けたい場合は、確定申告(A)が必要です。
D 市県民税の申告が必要な場合があります	国民健康保険税などの軽減措置を受ける場合や、所得・税金に関する証明書が必要な場合は、市県民税の申告(B)が必要です。